北海道開発局における監理技術者（専任特例2号）の兼務の取り扱いについて

※令和6年12月13日以降から適用

①発注形態

※1 **工事規模**

- ・工事区分Aランク以上（ランク制限がない場合はWTO対象以上）→ 兼務を認めない
- ・工事区分ABランク以下（ランク制限がない場合はWTO対象未満）→ ※2へ

※2 **技術的難易度**

- ・Ⅲ以上（機械・電気通信・営繕部門はⅣ以上）→ 兼務を認めない
- ・Ⅱ以下（機械・電気通信・営繕部門はⅢ以下）→ ※3へ

※3 **年維持工事×年維持工事**（本工事および兼務先が年維持工事）

- ・である → 兼務を認めない
- ・ではない → ②範囲へ

②範囲

同一開発建設部管内

- ・ではない → 兼務を認めない
- ・である（自開建管内であれば他発注機関の兼務も可）→ ③要件へ

③要件

手持ち工事兼務数は1件以内か

- ・いいえ → 兼務を認めない
- ・はい → 兼務を認める

兼務を認める

兼務を認めない

※1 工事規模（工事区分、工事予定価格）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
一般土木	建築	舗装	鋼橋上部	PSコンクリート	しゅんせつ	機械装置	管	電気	塗装	造園	防水加工	さく井	グラウト	維持

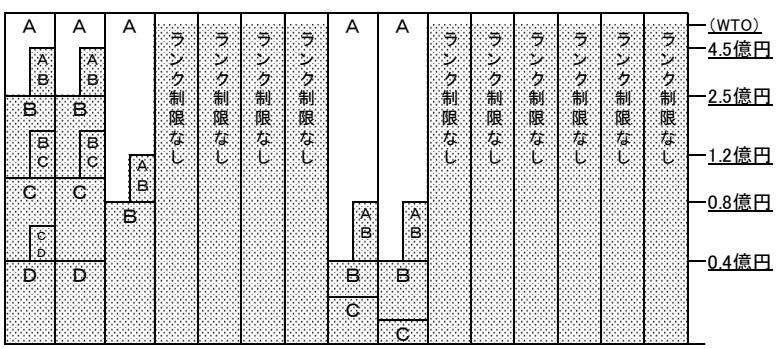

※2 技術的難易度（難易度区分）

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ

注）ただし、機械・電気通信・営繕部門は、兼務を認める難易度はⅢ以下とする。

※3 年維持工事の定義

注）年維持工事とは、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等を行う「年間維持除雪工事」を指す。

凡例

- ：兼務を認める
- ：兼務を認めない